

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 87 号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条の表第9条第1項各号列記以外の部分の項中「(法)」の右に「第458条第2項,」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)